

平成31年度 農作業標準労働賃金協定表

平成31年4月～翌年3月末まで
大山町農業委員会

農作業標準労働賃金協定額

平成31年度の農作業標準労働賃金協定額が決まりました。適用期間は平成31年4月から翌年3月末です。この協定額は全町の標準額です。地区や農地の状況で異なりますので、この労働賃金表を参考に、話し合いによって決めてください。

作業名		協定額 (税込み)	摘要	
田植え	機械植え (10 a 当たり)	6,500 円	1. 側条施肥付 500 円加算 2. その他薬剤散布等は適宜加算	
一般	労働	800 円	1. 1 時間当たりの料金 2. 時間帯により適宜加算 3. 葉たばこ・ネギ調理含む	
耕耘機・トラクター	荒起	6,500 円	1. 農地の状況により適宜加算	賄いなし
	こなし	3,800 円		
	代かき	5,200 円		
	こなし・代かき同時	7,500 円		
	フレールモア (10 a 当たり)	6,000 円		
堆肥	散布	1,500 円	1. 1 t 当たりの料金 2. 堆肥料金は別途料金	
あぜ草刈 (1 時間当たり)		1,800 円	1. 刈払機 (機械代・燃料代含む)	
あぜ塗り (1 m 当たり)		70 円	1. 農地の状況により適宜加算	
薬剤散布 (10 a 当たり)		1,000 円	1. ナイアガラ散布 (機械代・燃料代含む)	
追肥 (10 a 当たり)		1,500 円	1. 機械代・燃料代含む	
稲刈	バインダー (10 a 当たり)	8,000 円	1. すみ刈りは、委託者で行う	
	コンバイン (10 a 当たり)	17,000 円	1. カッター使用の場合は 500 円加算 2. 結束機使用の場合は 2,000 円加算 3. すみ刈りは委託者で行う 4. 倒伏の場合は下記基準を協議のうえ加算する 2 割～5 割の倒伏 …… 1 割増 5 割以上の倒伏 …… 3 割増 5. 湿田の場合は協議のうえ加算する	
稲脱穀	ハーベスター (10 a 当たり)	7,500 円		

※消費税総額表示

※梨については、西部果樹協会 (☎ 0859-37-5814) へお問い合わせください。

◆問い合わせ先
農業委員会

☎ 0858・58・6115